

地方消費税交付金(社会保障財源分)の用途について

平成26年度以降において消費税率が引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てることとされています。

令和3年度の地方消費税交付金(社会保障財源分)の決算額及び充当先は以下のとおりです。

【歳入】 地方消費税交付金(社会保障財源分) 80,386 千円

【歳出】 社会保障施策に要する経費 756,867 千円

(単位:千円)

事業区分	経費	財源内訳						
		特定財源				一般財源		
		国庫支出金	県支出金	地方債	その他	地方消費税交付金(社会保障財源分)		
社会福祉	社会福祉事業 (社会福祉総務費)	33,031					33,031	6,581
	老人福祉事業 (老人福祉費)	107,611	55,423	108		1,313	50,767	10,115
	障害者福祉事業 (身体障害者福祉費)	153,414	64,381	32,366			56,667	11,290
	児童福祉事業 (児童福祉総務費)	91,328	49,722	13,524		1,987	26,095	5,198
	小計	385,384	169,526	45,998		3,300	166,560	33,184
社会保険	国民健康保険事業 (繰出金)	85,723	10,692	36,201			38,830	7,736
	介護保険事業 (繰出金)	127,551	5,979	2,990			118,582	23,626
	後期高齢者医療事業 (繰出金)	23,419		13,691			9,728	1,938
	小計	236,693	16,671	52,882			167,140	33,300
保健衛生	保健衛生事業 (保健衛生総務費)	65,229	32,257	304			32,668	6,509
	保健予防事業 (予防費)	69,561	31,178	1,253		22	37,108	7,393
	小計	134,790	63,435	1,557		22	69,776	13,902
合計	756,867	249,632	100,437		3,322	403,476	80,386	